

第1回 湯沢町文教施設整備委員会全体会

と き：平成22年5月21日(金)

午後1時30分～

ところ：湯沢町役場 3階 大会議室

次 第

1. 開 会

2. 挨 拶 上村町長

3. 委員委嘱

4. 委員紹介

5. 配布資料の確認及び説明、会議運営上の確認事項

6. 議 題

(1) 文教施設基本方針について

(2) 文教施設整備委員会設置要綱について

(3) 文教施設整備委員会での主な検討事項について

(4) その他

7. 閉 会

会議運営上の確認事項

- 1 . 文教施設整備委員会（全体会・各分科会）は、公開（一般町民、マスコミ等の傍聴を可能とします。）で開催します。また、会議の冒頭の写真撮影等も可能とします。公開会議開催情報は、直近の「広報ゆざわ」と「湯沢町ホームページ」に掲載します。
- 2 . 文教施設整備委員会（全体会・各分科会）の議題項目は、会議録を作成するため録音を行います。音声から会議録に翻訳しますので、委員の皆さまの発言に際しては、挙手の上、委員長または分科会座長の許可後、始めにお名前を申告いただいてから、本題の発言をお願いいたします。
- 3 . 文教施設整備委員会（全体会・各分科会）での討議内容は、後日発行する「広報ゆざわ」と「湯沢町ホームページ」に主な検討事項として掲載します。また、第1回の委員会内容の掲載に合わせて、委員の皆さまの名簿も掲載したいと考えていますので、ご了解をお願いいたします。
- 4 . 委員の皆さまには、上記1～3にとらわれることなく、ご自身の自由なご発言をいただければ幸いです。
- 5 . 会議の開催案内は、開催日の概ね2週間前頃にお届けできるように発送します。委員のみなさまには、ご面倒でも開催日の概ね1週間前頃までに、出欠の連絡を事務局までお願いいたします。（電話・fax・メール等）
- 6 . 学識経験者、一般公募委員、保育園・小中学校保護者代表委員の皆さまの、会議出席に伴う報酬等の支払は、後日指定口座に振込とさせていただきます。
なお、振込の際にはハガキによる案内を発送いたします。

文教施設基本方針

湯沢町文教施設整備委員会の立ち上げにあたり、町としての基本的な考え方は以下のとおりです。この内容を前提として、各々の詳細な検討をお願いしたいと考えております。

基本的な考え方

- 1．管内小学校を統合し、小中施設一体型校舎を建設する。
- 2．小中一貫教育を現行制度の範囲内において行う。
- 3．管内保育園を統合し、「認定こども園」として運営する。
- 4．総事業費は概算で38億円以内とし、小中施設一体型校舎に管理棟や、地域交流施設を間に入れる形で整備する。

計画スケジュール（予定）

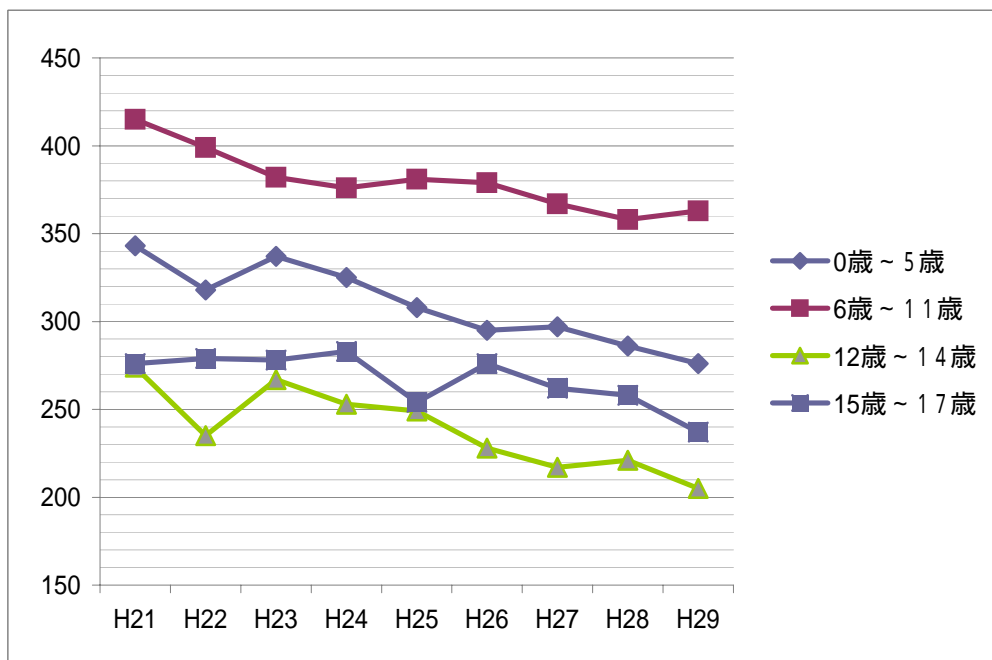
- 1．教育分科会、保育分科会関係
平成22年5月～平成23年3月（文教施設整備委員会）
- 2．建設分科会関係
平成22年5月～平成23年3月（文教施設整備委員会）
平成22年9月～平成23年3月（基本設計）

0歳～17歳各歳別人口の推計値

	実績値		推計値						
	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
0歳	41	45	50	48	46	44	42	41	40
1歳	59	37	53	51	49	47	45	43	42
2歳	64	54	42	54	52	50	48	46	44
3歳	62	68	60	42	54	52	50	48	46
4歳	52	61	68	64	45	58	56	54	52
5歳	65	53	64	66	62	44	56	54	52
6歳	56	64	51	63	67	63	44	57	55
7歳	67	55	67	52	64	69	65	45	59
8歳	63	66	58	67	52	64	69	65	45
9歳	69	62	67	58	67	52	64	69	65
10歳	88	68	65	69	60	69	54	66	71
11歳	72	84	74	67	71	62	71	56	68
12歳	92	70	97	78	72	76	67	76	60
13歳	76	90	77	98	79	73	77	68	77
14歳	106	75	93	77	98	79	73	77	68
15歳	90	104	78	95	79	100	81	75	79
16歳	91	88	109	79	96	80	101	82	76
17歳	95	87	91	109	79	96	80	101	82
0歳～5歳	343	318	337	325	308	295	297	286	276
6歳～11歳	415	399	382	376	381	379	367	358	363
12歳～14歳	274	235	267	253	249	228	217	221	205
15歳～17歳	276	279	278	283	254	276	262	258	237

* H21・H22年は4月1日現在の住民基本台帳人口

* 推計値は、平成21年度に実施したコーホート変化率法で推計した値



既存施設の耐震診断状況

(1) 中学校

昭和36年から38年にかけて完成した中学校施設ですが、平成9年の校舎耐力度調査で「危険建物」に認定されており、早急な建て替えが必要です。

(2) 小学校

新耐震基準制定後に建築された三国小学校を除き、耐震診断の結果は以下のとおりです。湯沢小学校の校舎の一部を除き基準を下回るため耐震改修が必要となります。

単位：千円

名称	棟別	構造	建築年月	Is値*	補強経費
三俣小	校舎	RC 2F	S56.1	一時診断で0.9	
	体育館	S 1F	S56.10	0.42	34,000
神立小	校舎A	RC 3F	S53.3	0.43	70,000
	校舎B	RC 3F	S53.3	0.59	
	体育館	RC.S 2F	S53.12	0.13	
土樽小	校舎	RC 3F	S54.3	0.57	48,000
	体育館	RC.S 2F	S54.12	0.14	8,000
湯沢小	校舎A	RC 4F	S54.12	0.43	102,000
	校舎B	RC 4F	S54.12	0.66	
	校舎C	RC 4F	S56.1	0.73	
	体育館	RC.S 2F	S56.10	0.14	20,000
				補強経費計	282,000

(3) 保育園

湯沢町の保育園は、昭和48年の中央保育園をはじめとして、昭和57年までに全保育園が建築されており、いずれも約30年を経過しています。

耐震診断の結果は以下のとおりで、湯沢保育園を除いては、Is値が0.7以上となっています。耐震強度的には補強の必要がない建物ですが、内外装の補修をはじめ屋上やベランダの防水工事等、今後大規模改修や建替えの必要があります。

単位：千円

名称	構造	建築年月	Is値*	補強経費
神立保育園	RC-2F	S54.1	0.77	
土樽保育園	RC-2F	S52.12	0.75	
中央保育園	RC-2F	S48.11	0.76	
湯沢保育園	RC-2F	S56.1	0.44	7,000
浅貝保育園	RC-2F	S57.1	0.71	

(4) 旧湯沢高校

旧湯沢高校校舎及び第一体育館はS56年以前の旧耐震基準による建築であるため現行の耐震基準を満たす建物ではありません。第二体育館と特別教室棟は新耐震基準により建築されているため使用に問題はありますが、これを活用した場合、新たに建築する校舎等の設計に大きな制約を受けることが考えられます。

*Is値とは...耐震改修促進法で定められた構造耐震指標であり、耐震診断の判断基準となる値です。文部科学省の基準では0.7に満たないものは耐震改修が必要となります。

現行制度における小中一貫教育と湯沢町の考え方

1 現行法における学校とは

学校教育法第1条に定める学校とは

幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校を指します。

町が検討している小中一貫校は現行法にその規定はありません。

2 義務教育への考え方の変化

現在の義務教育課程（6-3制）は昭和22年の学校教育法施行以来の制度です。

近年になって、義務教育課程では不登校やいじめの増加、生徒の低学年化（低年齢化）などが見られ、大きな社会問題となっています。

半世紀以上前に制定された6-3制は、今の子どもの心身の発達過程にそぐわないのではないかという議論が生まれました。

こうしたことから平成16年の義務教育改革の中に「小・中学校の区切り方や小中一貫の導入など、義務教育の制度を弾力化し、地方が多様な教育を主体的に実施する。」という項目が盛り込まれました。また、文部科学省は「構造改革特別区域研究開発学校設置事業（以下、特区研究開発校）」を創設しました。

3 小中一貫校の現状

【特区研究開発校での取り組み】

特区研究開発校を取得し小中一貫教育を行っている自治体は、全国で約25を数えます。

自治体は自前で学習指導要領を作るなど、地域に合わせた独自性を打ち出すことができ、9年間を一貫した教育が展開できます。

校長を1人として小中の垣根のない職員体制を敷くことができるため、教員が一体となって教育指導に取り組むことができます。

特区研究開発校による取り組みは、独自科目の設定等が可能な反面、それなりの労力や財政支出を伴うことから、ある程度の規模と財政力のある自治体でなければ対応できないという現状もあります。

【現行制度の範囲内での取り組み】

現行制度の範囲内で、何らかの一貫教育に取り組んでいる自治体は、全国で約170を数えます。

基本的には6-3制は維持されるものの、中学校教諭が小学校の授業を行うなど、従来の枠組みに捉われないさまざまな取り組みが行われています。

法的に小学校と中学校はそれぞれの学校として数えられるため、特区研究開発校を取得し1校とした場合に比べ、職員は学校長以下5名程度多く配置されます。さらに小中連携に取り組むことで、標準法以外の各種加配を活用できるなど、人的配置では有利と言えます。

給食をセンター方式で行っている自治体は、方式を変える必要がないため既存施設の利用が可能となります。（特区研究開発校の場合、1校と数えられるため自校方式となります）

4 湯沢町の考え方

湯沢町は、以下の理由から、次代を担う子どもたちが安心してたくましく育つことのできる環境を整備するためには、小中一貫教育を現行制度の範囲内で行うことが最良であると判断し、これを基本方針としました。

児童の健全な成長のために望ましい学校規模を維持するためには、小学校の統合は避けられない課題であること。

危険建物に認定された中学校は、早急に建て替えをしなければならないこと。

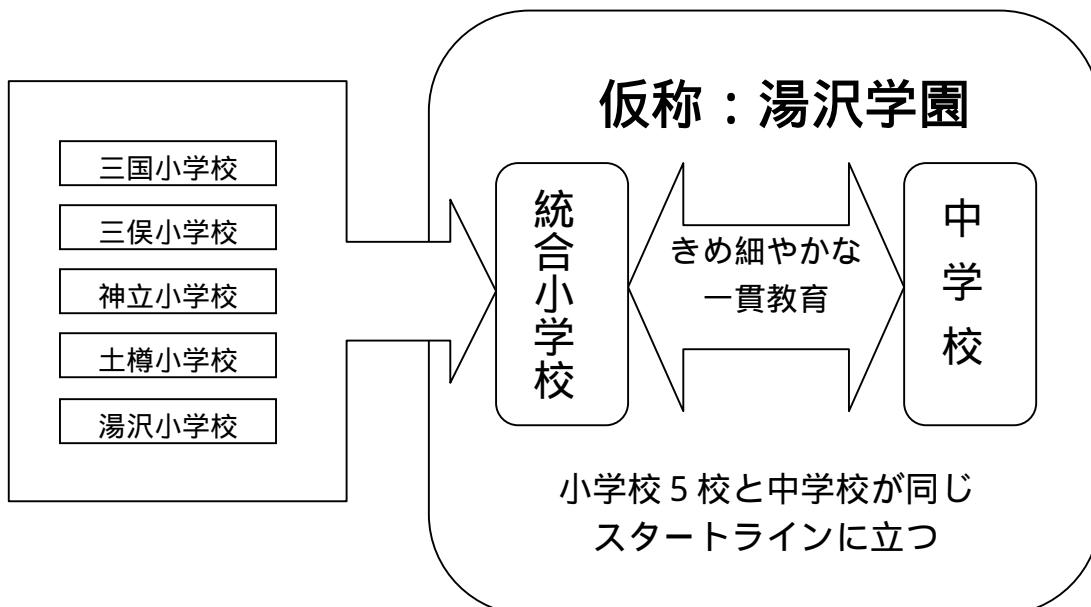
旧湯沢高校の敷地を取得したことで、中学校敷地と合わせて小中を一つの敷地に建設できること。このことは、それぞれを単独で設置した場合には難しかった「小中の連携」に取り組むことができる点で、大きく有利な条件であること。

近年の義務教育課程における様々な問題については、現在の教育課程に捉われず小中の連携を検討し、積極的な解決を図る必要があること。

町の行政規模や財政状況を考えた場合、特区研究開発校による取組みよりも、現行制度の範囲内で、教員の人的配置や給食センターをそのまま使える優位性を活かして、一貫教育を導入することが適していること。

導入にあたっては、先行事例を参考にすると同時に、1学年が50人を切ってしまうような少子化傾向にある当町の実態に則した、実効性のある取組みを行うことが重要となります。

【現行制度における小中一貫教育のイメージ】



平成 22 年 教育委員会要綱第 1 号

湯沢町文教施設整備委員会設置要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、湯沢町文教施設整備委員会（以下「委員会」という。）の開催、運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 委員会は、湯沢町立の保育園及び小学校の統合に伴う文教施設整備に関し検討することを目的とする。

(検討事項)

第 3 条 委員会は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 教育に関すること
- (2) 保育に関すること
- (3) 建設に関すること
- (4) その他必要と認めること

(分科会の設置)

第 4 条 委員会に次に掲げる分科会を置く。

- (1) 教育分科会
- (2) 保育分科会
- (3) 建設分科会

(委員の構成)

第 5 条 委員会に委員長と副委員長を置く。

2 委員長は副町長とし、副委員長は教育長とする。

3 委員の構成と数は、次のとおりとする。

- (1) 学識経験者 各分科会に対して 1 名
- (2) 湯沢町民から一般公募された者 各分科会に対して 2 名
- (3) 湯沢町立小学校長及び中学校長 6 名
- (4) 湯沢町立小学校、中学校及び保育園の保護者の代表 各学校及び保育園から 1 名

(5) 湯沢町立保育園の保育士 2 名

(6) 湯沢町職員から選任された者 若干名

4 学識経験者及び湯沢町民から一般公募された者以外の委員は、いずれかの分科会に所属するものとし、委員長がこれを指定する。

5 学識経験者は分科会座長とする。

6 委員長、副委員長及び分科会座長以外の委員から分科会副座長を互選により選出する。

(委員長及び副委員長)

第 6 条 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(分科会座長及び分科会副座長)

第 7 条 分科会座長は分科会を統括する。

2 分科会副座長は分科会座長を補佐し、分科会座長に事故があるとき又は欠けたときはその職務を代理する。

(事務局)

第 8 条 委員会の事務局は教育委員会に置く。

(会議の開催)

第 9 条 委員会の会議は全体会と分科会からなるものとする。

2 全体会は、委員長、副委員長及び全ての委員により開催するものとする。

3 分科会は、指定された委員により必要に応じて開催するものとする。

4 全ての会議の開催は、委員長、分科会座長及び事務局が協議の上決定し、委員長が招集する。

5 全ての会議は公開する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

文教施設整備委員会での主な検討事項（案）

1 教育分科会の主な検討事項

- (1) 教育方針と重点課題について
- (2) 教育課程の編成について
 - ・学力向上はもとより、今ある問題（小1プロブレム、10歳の壁、中1ギャップ）の解消に向けた小中を一貫した教育課程について
 - ・現行制度の範囲内で行うため 6-3 制は維持せざるを得なものの、その枠にとらわれず、今の子どもたちの現状に併せた適切な節目の設定
 - ・小学校への教科担任制、相互乗り入れ、チームティーチング等をどのように取り入れていくのか
 - ・湯沢町の特色（産業観光、自然など）を活かした「総合学習」について
- (3) 校務分掌組織体系について
- (4) 送迎、交通遮断時の対応について
- (5) 学校評価制度について
- (6) 主な年間行事について（入学式、卒業式、運動会、文化祭、修学旅行等）
- (7) 連携活動について（部活動、PTA 活動、ボランティア活動等）
- (8) 放課後児童クラブについて
- (9) 保育との連携について
- (10) 校名について（方法として公募もあり）
- (11) 制服について（視察先等の状況を踏まえて）
- (12) 校歌、校章、校旗について
- (13) その他

2 保育分科会の主な検討事項

- (1) 保育方針
 - ・現在の保育目標と今後の保育目標
- (2) 保育園名（公募含めて）
- (3) 長時間と短時間保育の運用
 - ・1日の流れ（保育時間等）
 - ・土曜及び長期休暇時の短時間保育児について
 - ・未満児の取扱について
 - ・早朝保育、預かり保育、延長保育
- (4) 休日保育
- (5) 病児保育
- (6) 給食について
 - ・給食センターの活用
 - ・未満児、アレルギー食
 - ・ランチルームなど食育について
- (7) 小学校校舎との一体型施設及び保育園の位置関係の検討

- (8) 学校及び地域との連携活動
- (9) 保護者との連絡体制
- (10) 送迎について
- (11) 保護者会 等
- (12) 子育て支援センターとの連携
- (13) その他

3 建設分科会の主な検討事項

- (1) 全体的な配置
 - ・ 認定こども園、小中学校、地域交流施設、児童クラブ
 - ・ 活用予定の既存施設との動線
 - ・ 自然の森、花壇、畑などの配置
 - ・ 駐車場
- (2) 小中の校舎は教育分科会の検討を受けた一貫教育に配慮
 - ・ 1学級35人（現在40人）になる方向であることや少人数学年（小学校）、教科（中学校）を念頭に余裕の多目的教室を考える。
- (3) 認定こども園を配慮した一貫校との動線
- (4) 配慮した設計
 - ・ 耐震、危機管理、除雪、融雪、昇降口、エコ、木材、バイオマス、太陽光発電施設、宿泊可能な量の部屋、トイレ（和・洋・障害）、バリアフリー、冷房が必要な施設、各学校の資料保管室 等
- (5) 1階に必要と思われる施設
 - ・ 校長室、小中合同教職員室、会議室、保健室（小中隣接・トイレやシャワー室・洗濯機・救急車横付け可能など）、教育相談室、放送室、技術員室、ランチルーム、1年生～4年生の教室、特別支援学級の教室（知的・情緒・グレーゾーン）、スキー置場、乾燥室、ワックスルーム、放課後児童クラブ、地域交流施設、体育館下の駐車場 等
- (6) 工夫が必要と思われる施設
 - ・ 理科や芸術教科などの特別教室、視聴覚教室、コンピューター室、少人数学習室、個人ロッカー、机、椅子、上下可動式黒板、電子黒板、教壇、教卓、保・小中・共用・交流施設などによる色分け、広い廊下、憩いのフロア、優しい照明、下駄箱（40cmの高さ） 等
- (7) 既存のプールの活用
 - ・ 小学生と中学生が使えるように改装する。（約1億円か）
- (8) 5小学校及び中学校にある芸術品や貴重品の活用
- (9) 外国語活動（英語）に必要な教室やグループ討論・発表会のできる場所の確保（文部科学省整備指針の改定の方向）
- (10) その他
 - ・ 実際に教える教職員からも意見を聞く。（使いやすさ）